

令和4年第12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年12月9日(金) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉  
野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均  
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣  
高橋美穂子

欠席委員

林 明 ・ 松野 芳正 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美  
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男  
岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 後藤 宗夫 ・ 酒井 秀男  
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸  
林 俊朗 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男  
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	主査	中村 修
主任主事	宮地 結花	主任主事	井上 靖之
主事	宮田 直哉		

議 事

- 議案第 64 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 65 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 67 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 68 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 69 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- 報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 40 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 41 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和4年第12回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、18名中14名で過半数に達しておりますので、  
本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい  
と思います。

議席番号1番櫻井宏委員、議席番号3番江崎和浩委員の両委員、よろし  
くお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御  
遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、  
今回の申請は、所有権の移転7件、以上を議題といたします。事務局の説  
明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第64号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を  
設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準  
に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番および3番、鏡島地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権  
移転です。

4番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番から7番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移  
転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第64号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明い  
ただきます。

それでは、1番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

11月11日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に受人と現地立会いを行いました。

申請地は、雑木などの影響による耕作放棄地です。

そのため受人自ら雑木の伐採などをして、耕起できる状態にすることを約束いたしました。

受人は、申請地の南側に畑を所有しており、一体利用し野菜を作るとのことです。また、岐阜市茜部農政推進委員会委員であり、耕作放棄地の解消にもなりますので、宜しくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、3番、鏡島地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎(美)委員

2番・3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

11月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に受人と現地立会いを行いました。

受人は農地所有適格法人であり、申請地近隣の農地を耕作されております。今回の申請地では、雑穀を栽培されるとのこと。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、合渡地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、三輪山県地区は、事務局から説明いたします。

小木曾主査

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、6番及び7番、三輪春近地区は、福田正義委員、お願いします。

福田委員

6番及び7番は、農業経営を拡大する受入へ農地を譲り渡すものです。

申請地では野菜を栽培される予定です。

受人は、山口市で借り入れしている農地も適正に管理しており、地元の取り決めなども承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。議案第64号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第64号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第65号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第65号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、1,880平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、水管、下水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以

内に2以上の教育施設及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、申請地は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、55ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜大学から南西へ800mほど離れた農地です。

なお、この申請は、のちほどご説明いたします事業計画変更と同時申請となっております。

議長

ただいま、議案第65号について説明を受けました。

1番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。

議長

それでは、1番、黒野地区の申請について、野々村員委員、お願いします。

野々村員

1番の申請は、貸駐車場として転用するものです。

11月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地付近の農地について、土砂の流出がないように管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。議案第65号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第65号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第66号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、賃貸借の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第66号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。

今回は、5件、合計5,077平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、西郷地区の申請は、賃貸借の設定により、現場事務所及び駐車場として一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内的の農地です。

農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

2番、岩地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地のうち、一つ目の地番は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

二つ目、三つ目の地番は、水管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。よっていずれも許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、56ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。転用される場所は、岩小学校から南東へ400mほど離れた農地です。

3番、三輪地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

4番、三輪地区の申請は、所有権移転により、自己用駐車場及び農機具置場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地であります。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

なお、この申請は、のちほどご説明いたします事業計画変更と同時申請となっております。

5番、柳津地区の申請は、所有権の移転により、不動産業駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地であります。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第66号について説明を受けました。

2番、岩地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2番、岩地区の申請について、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

6番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

10月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請代理人とともに現地確認を行いました。

申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第66号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第66号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 67 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 67 号について説明いたします。  
農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。  
12 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、昭和 55 年 5 月 27 日付で許可済ですが、当初運営していた釣堀から貸駐車場へ目的を変更するものです。

2 番、三輪地区の申請は、昭和 60 年 2 月 27 日付で許可済ですが、当初農家住宅を建築予定で土地を造成しましたが、事情により住宅建築ができなかったため、自己用駐車場及び農機具置場とするものです。

1 番、2 番どちらも、変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 67 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第 67 号について、賛成の方は挙手願います。

**【賛成多数】**

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 68 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、3 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 68 号について説明いたします。  
14 ページをお願いします。

今回は、3件提出されており、明細は14ページのとおりです。特例適用農地面積は、9,610平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第68号について説明を受けました。議案第68号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第68号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長 　　全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第69号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査 　　それでは、議案第69号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し」について説明いたします。

　　現行の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定から5年が経過しようとしておりますので、その指針の見直しをしたいと考えております。

　　この指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならない」とされており、また、同条第2項では、「農業委員会は、指針を定めるときは農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」とされています。

　　今回、議案としてお出しした指針（案）については、11月25日に農地利用最適化推進委員会議が行われ、農地利用最適化推進委員の皆様のご意見を伺ったところです。

　　これから指針（案）についての説明をさせていただきます。

お手元の資料の 16 ページから 19 ページに主な新旧変更点をまとめてお  
ります。

また、20 ページから 23 ページに指針（案）がございますが、見やすい  
ように別冊でもご用意しております。

これからの説明は、項目ごとにこの 2 つの資料を交互に見ながら進めて  
まいりたいと思います。

それでは、まず、20 ページの指針（案）をご覧ください。

指針には、第 1 として「基本的な考え方」を、第 2 として「具体的な目  
標と推進方法」が記載されております。第 2 の「具体的な目標と推進方  
法」の中には、1 - (1) 遊休農地の解消目標、21 ページに 2 - (1) 担  
い手への農地利用集積目標、22 ページに 3 - (1) 新規参入の促進目標  
の、3 つの目標がございます。

次に全体の変更点について説明いたします。16 ページをご覧ください。  
い。

目標年度・目標値についてですが、旧指針では、（現行の指針のことで  
すが）平成 25 年に国が作成した「農林水産業・地域の活力創造プラン」  
をもとに、指針の目標年、各目標値を立てておりました。

その後、令和 3 年 2 月に、より地域の環境に即した「岐阜市農業振興ビ  
ジョン」が作成されたことから、このビジョンをもとに、指針の目標年  
度、各目標値の参考としていきたいと考えております。

その他、語句、書きぶり等軽微な修正をしております。

以上が全体の変更点です。

次に、20 ページをご覧ください。

第 1 「基本的な考え方」の本文 12 行目（中段あたり）に、岐阜市にお  
ける農業を取り巻く環境に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が  
連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的  
に進んでいくよう指針として、目標と推進方法を定めるとしております。

16 ページの第 1 「基本的な考え方」をご覧ください。

旧指針では、「この指針は、『農林水産業・地域の活力創造プラン』  
（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で『今後  
10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立』と  
されたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推  
進委員の活動や調査結果により適宜検証、見直しを行う。」としておりま  
したが、新指針では、「この指針は、『岐阜市農業振興ビジョン』（令和  
3 年 2 月岐阜市経済部経済政策課作成）に合わせ、令和 12 年度を目標年

度とし、農業委員及び推進委員の活動や調査結果によりおおむね5年ごとに検証、見直しを行う。」としております。

これは、岐阜市農業振興ビジョンの目標年度が令和12年度であることを参考としたものです。

以上が第1「基本的な考え方」の変更点です。

続いて、20ページ 第2「具体的な目標と推進方法」の1. 遊休農地の発生防止・解消についての変更点についてです。

17ページ、第2「具体的な目標と推進方法」1. 遊休農地の発生・解消について（1）遊休農地の解消目標の表 をご覧ください。

旧指針では、遊休農地の割合を平成35年3月までに0.50%以下にすることとして立てられておりました。

新指針では、ビジョンで目標年度の令和12年度（令和13年3月）に遊休農地面積が25.0haとされていることと、管内の農地面積はこれまでの推移から推定し、令和13年3月の目標を管内農地面積3,850ha、遊休農地面積25.0ha、遊休農地の割合0.6%としております。

また、3年後目標として、令和7年3月の目標を管内農地面積3,890ha、遊休農地面積25.2ha、遊休農地の割合0.6%、6年後目標として、令和10年3月の目標を管内農地面積3,870ha、遊休農地面積25.1ha、遊休農地の割合0.6%としております。

なお、表中の管内の農地面積は、農業委員会の活動の点検・評価でも使用してきました作付面積統計によっております。

続いて、21ページ、（2）「遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」についてです。

「①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施」及び「②農地中間管理機構との連携」では、農業委員と推進委員を中心として、利用状況調査及び利用意向調査を実施し、農地の利用関係の調整を行うこととしております。

17ページ、（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法をご覧ください。

旧指針では、利用状況調査について、「市農業委員会が独自で委嘱する農地利用状況調査員の協力を得て実施する」こととしておりましたが、

新指針では、「農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心に実施する。」としております。

これは、委員の皆様にも、積極的に利用状況調査に関与していただきたいことを明確にしたものです。

委員の皆様には、毎月10日以上活動をお願いしているところですが、利用状況調査は、毎月記入いただいている活動記録簿に、散歩の途中での確認、ご近所さんとの会話などの、簡単な確認、行動で1日の活動として計上することができますので、ご無理のない範囲で、そのあたりも意識しながら活動いただければと思っております。

以上が1「遊休農地の発生・解消について」の主な変更点です。

続いて、21ページ、2「担い手への農地利用の集積・集約化」についてです。

18ページ、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について（1）担い手への農地利用集積目標の表をご覧ください。

旧目標では、農地の集積率を平成35年3月までに80%にすることとして立てられておりました。

新目標においては、ビジョンで目標年度の令和12年度（令和13年3月）に集積率が50%とされていることと、管内の農地面積はこれまでの推移から推定し、令和13年3月の目標を管内農地面積3,850ha、集積面積1,925ha、集積率を50%としております。

また、3年後目標として、令和7年3月の目標を管内農地面積3,890ha、集積面積1,167ha、集積率30%、

6年後目標として、令和10年3月の目標を管内農地面積3,870ha、集積面積1,548ha、集積率40%としております。

なお、表中の管内の農地面積は、先と同じく作付面積統計によっております。

次に22ページ、（2）「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」についてです。

「①地域ごとの計画の作成・見直し」、「②農地中間管理機構との連携」、「③農地の利用調整と利用権設定」、「④所有者等を確認することができない農地の取扱い」では、実現可能性のある地域ごとの計画の作成と見直しに取り組み、管内の農地利用の状況を踏まえ、農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングや組織化・法人化・新規参入を推進することとしております。

18ページ、（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法をご覧ください。

旧指針からの変更点として、「人・農地プラン」が法定化により「地域計画」となる見込みのため、「人・農地プラン」という文言から「地域ごとの計画」に変更しております。

以上が2「担い手への農地利用の集積・集約化について」の主な変更点です。

次に、22ページ、3「新規参入の促進について」です。

19ページ、3. 新規参入の促進について（1）新規参入の促進目標の表をご覧ください。

旧目標では、新規参入者数を平成35年3月までに30経営体にする事として立てられておりました。

このテーマにおいては、ビジョンには記載がございませんので、過去3年間の実績を鑑み、年間で6経営体増加、1経営体あたり1.9haから2haとする目標が適当として考えております。

このことより、令和13年3月の目標を新規参入者数61経営体、新規参入者取得面積59haとしております。

また、3年後目標として、令和7年3月の目標を新規参入者数25経営体、新規参入者取得面積35.6ha、

6年後目標として、令和10年3月の目標を新規参入者数43経営体、新規参入者取得面積47.3haとしております。

続いて、22ページ、（2）「新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」についてです。

「①関係機関との連携について」と「②新規参入者への協力について」にございますように、各関係機関と連携しつつ、参入希望者等を把握し、新規就農までのフォローアップに協力することとしております。

19ページ、（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法をご覧ください。

新目標では、岐阜県農畜産公社、ぎふアグリチャレンジ支援センターを追加しております。

以上が3「新規参入の促進」の主な変更点です。

指針（案）の説明は以上となります。

次に、先の農地利用最適化推進委員会議において、ご意見、ご質問がございましたので、その内容を説明いたします。

まず、21ページの集積目標について、管内農地面積に市街化区域の農地が含まれているが、集積面積の中に特定農作業受委託の面積が含まれていないがよいか、というご意見がございました。

このことにつきましては、この目標に向かって進めていきたいと回答しております。

また、20ページの遊休農地の解消目標について、3年間で0.1haずつの減少となっているがどうかというご質問でしたが、

最終的な目標は、岐阜市農業振興ビジョンの目標数値であるため、このような目標となっていると回答しております。

説明が長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

議長

ただいま、議案第 69 号について説明を受けました。

農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項において、この指針を定めるときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされています。

それでは、後藤宗夫農地利用最適化推進委員代表、お願いします。

後藤委員

11 月 25 日の農地利用最適化推進委員会議において、ただ今、事務局から説明のありました指針案についてお諮りしたところ、「異議なし」で原案のとおり認められましたので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。議案第 69 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第 69 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 39 号から第 41 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 39 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

29 ページをお願いします。

届出は、31 件、合計 79,857.70 平方メートルです。

続きまして、報告第 40 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

31 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、7件、合計4,816.58平方メートルです。

明細は、32ページから33ページです。

続きまして、報告第41号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

35ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、68件、合計40,304.57平方メートルです。

明細は、36ページから54ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年11月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時45分閉会を宣す。